

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業  
実施方針等に対する質問・意見への回答

平成25年7月26日  
上 越 市

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業実施方針等に対する質問・意見への回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	2	第1	1.	(7)					契約の形態	本事業は長期にわたる事業であり、事業期間中に発注者および事業者の双方の担当者が代わることが想定されます。したがい、担当者が代わった場合でも円滑な事業運営が可能となる様に、各契約書は理解のし易さに配慮いただき、平易な表現で作成いただくことをお願いします。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
2	実施方針	3	第1	1.	(10)	7		4)		環境影響評価書（再評価）の支援	環境影響評価書（再評価）の支援の具体的な業務内容を教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
3	実施方針	3	第1	1.	(10)	7		5)		市が行うその他許認可申請支援	御市が行う許認可申請に関する支援の具体的な業務内容を教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
4	実施方針	3	第1	1.	(10)	7		6)		見学者対応、近隣対応等の関連業務	近隣対応は御市の業務となりますが、本業務に関して事業者が行う関連業務の具体的な内容を教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
5	実施方針	3	第1	1.	(11)	7				本施設の設計・建設業務に係る対価	前払い金もお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	3	第1	1.	(11)			4		本施設の運営・維持管理業務に係る対価	特別目的会社の人件費の支払いは毎月生じます。したがい、特別目的会社への本対価は毎月お支払いいただくものとする事で安定した事業運営に配慮いただけます様、お願いします。	ご意見として承ります。
7	実施方針	4	第1	1.	(12)					売電収入の帰属先	余剰電力を売却する電力会社は御市にて選定し、契約を締結するものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	4	第1	1.	(12)					売電収入の帰属先	売電収入は市に帰属するものとありますが、民間事業者が提案した売電電力量を超える部分についてのインセンティブ及び未達の場合のペナルティはありますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
9	実施方針	4	第1	1.	(12)					売電収入の帰属先	「売電収入は市に帰属するものとするが、運営事業者は当該売電収入の向上を十分考慮し、運営維持管理を行う」とありますが、運営事業者の売電収入向上に対するなんらかのインセンティブを付与する事を御検討願います。	No.8の回答を参照してください。
10	実施方針	4	第1	1.	(15)			オ		事業スケジュール(予定)	平成26年7月1日～平成29年9月30日の3年3ヶ月間と考えてよろしいでしょうか。	実施方針のとおりです。

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業実施方針等に対する質問・意見への回答

上越市

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
11	実施方針	4	第1	2.	(2)					選定方法	「現在価値に換算することにより評価を行う。」とありますが、応募者が提出する事業提案書は現在価値換算する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	実施方針	5	第2	2.	(1)					募集及び選定スケジュール(予定)	平成25年10月に予定されている「概要説明会」は、発注者から応募者への説明会と考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
13	実施方針	5	第2	2.	(2)					実施方針等に関する質問、意見の受付	質問、意見に関しては、全者についての回答を御公表いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	設計・建設業務を行う企業とは、御市から直接業務を請け負わずに、下請負(二次下請負含む)の形態で参画する企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 また、上記の理解でよろしい場合、設計・建設業務を行う企業の全てを構成員または協力企業とする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	前後段、双方についてご理解のとおりです。
15	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	運営・維持管理業務は多岐にわたりますが、清掃、植栽、機械警備等、軽微な業務を行う企業は、構成員または協力企業とする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	特段の事情があると認められる場合とはどのような事情でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
17	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	「格付け点数1,300点」及び「格付け点数900点」と記載がございますが、この点数とは直近の経営規模等評価の総合評定値通知書の総合評定値に上越市の主観点数を加算したものであるという理解で宜しいでしょうか。御教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
18	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	設計・建設業務については、新潟県内に本社がある企業及び上越市内に本社がある企業を含めたJVを組成することを必須条件としているものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
19	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	「上越市内に営業所等」と記載がございますが、この営業所等とは土木一式工事や建築一式工事において上越市が入札公告する際に営業所等に関する要件として記載するア.建築一式工事の監理技術者が常勤していること イ.常時勤務する従業員が3名以上であること ウ.契約締結等の権限を委任されている者が常駐し、実態的な業務を5年以上行っていること エ.居住部分などは明確に区分された事務室が設けられていること等の全ての要件（前述ア～エ）を満たす営業所等という理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
20	実施方針	6	第2	3.	(1)					応募者の構成等	建築一式工事の格付け点数とは御市の建設工事入札参加資格者名簿に記載されている「建築総合値」に「加算」を加えた「建築合計」の点数を示しているとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
21	実施方針	8	第2	3.	(2)	イ			3)	本施設のプラントの設計・建設を行う者の要件	「以下に示す…一般廃棄物処理施設の建設実績を有すること。」とありますが、分社化や新会社設立、会社組織の変更等があった場合、該当する実績とは、建設業許可における事業継承により有することとなった実績を含むとし、但し、工事経歴書および経営事項審査結果により当該継承の事実が確認できるものに限ると理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
22	実施方針	8	第2	3.	(2)	イ				応募者等の参加資格要件	監理技術者の専任配置を 清掃施設工事業 建築工事業 土木工事業 のそれぞれに対して求められていますが、該当工事の現地工事着手に合わせて、それぞれ必要な監理技術者を専任配置することと考えてよろしいでしょうか。 ・清掃施設工事業(監理技術者)・・・プラント工事の現地着工時 ・建築工事業(監理技術者)・・・建築工事の現地着工時 ・土木工事業(監理技術者)・・・土木工事の現地着工時	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
23	実施方針	9	第2	3.	(2)	イ				運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	ここでいう「運営・維持管理業務」とは、「主たる運営・維持管理業務」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	9	第2	3.	(2)	イ		2)		運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	「廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し…としての経験を有する技術者を有すること。」とありますが、本技術者は【要求水準書（案）第 編 運営維持管理業務編 10P 第2章 第2節 1）】で配置を要求されている技術者を示しているものとの理解でよろしいでしょうか。また、当該技術者を入札参加資格申請時に特定する必要がありますでしょうか。	前段については、実施方針のとおりです。  後段については、入札公告時に示します。
25	実施方針	9	第2	3.	(2)			2)		応募者等の参加資格要件	「1系列あたり90日間以上の連続運転実績」を証明する資料は日報、月報または運転実績工場の証明書等のいずれかでよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
26	実施方針	10	第2	5.	(2)					特別目的会社の設立	落札者決定後速やかに設立しなければならないとありますが、運営業務開始に支障のない時期までにと考えてよろしいでしょうか。また、本社所在地は、本施設内とすることは可能でしょうか。	前段については、実施方針のp4(15)事業スケジュールを参照してください。  後段については、詳細は入札公告時に示します。
27	実施方針	10	第2	5.	(2)					特別目的会社の設立	本施設の建設終了後に、特別目的会社の本店所在地を本施設内として登記することは可能でしょうか。	No.26の回答を参照してください。
28	実施方針	11	第3	2.	(2)					想定されるリスクの分担	「添付資料-4 リスク分担（案）」の天災・暴動等の不可抗力リスクのうち、一定額以内の増加費用が事業者負担となっていますが、一定額についてご教授下さい。	詳細は入札公告時に示します。
29	実施方針添付資料-2									事業スキーム図	運営事業者（特別目的会社）は、運営業務担当企業への委託だけでなく、運営業務の全部または一部を自ら行うことも可能と考えてよろしいでしょうか。	運営事業者は第2 3.(2)イ の実績を有していないと考えています。

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業実施方針等に対する質問・意見への回答

上越市

No	資料名	頁	項目								タイトル	質問内容	回答
30	実施方針添付資料-4 リスク分担(案)									全期間共通 住民対応リスク (2)	「事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等」のリスク分担が事業者側となっていますが、あくまでも市殿の方より住民説明等にて本事業の開始について、住民様より【了承】を得た後の事業者側の事業開始と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
31	実施方針添付資料-4									リスク分担(案)	ごみ量変動リスク(31)についてのリスク負担者は事業者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
32	実施方針		実施方針添付資料 - 4 リスク分担(案)								法令変更リスク	「本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの」には消費税の変更も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	実施方針		実施方針添付資料 - 4 リスク分担(案)								物価変動リスク (運営段階)	指標基準からの変動に対して一定の範囲を定める場合、例えば消費者物価指数と企業物価指数でも市場価格の変動に対する感応度に差異があります。一定の範囲を定める場合にはパーセンテージのみならず、選択する指標も併せて考慮いただくことをお願いします。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
34	要求水準書(案) 第1編 設計・建設業務編	2	第1章	第1節	2.	4)				敷地	温浴施設(上越リゾートセンターくるみ家族園)への温水供給配管の設置ルートをご指示願います。	詳細は入札公告時に示します。	
35	要求水準書(案) 第1編 設計・建設業務編	2	第1章	第1節	2.	4)				温水供給配管	温水供給配管は谷内川を横断し残置林を通るルートになります。谷内川横断方法についてご教示願います。	「要求水準書(案) 第1編 P85 第2章第6節3.に記載のとおりです。詳細は入札公告時に示します。	
36	要求水準書(案) 第1編 設計・建設業務編	2	第1章	第1節	2.	4)				敷地	温浴施設(上越リゾートセンターくるみ家族園)へ温水供給を行うとありますが必要供給量がわかりません。具体的な数値をご指示願います。	詳細は入札公告時に示します。	
37	要求水準書(案) 第1編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	5.	1)	(2)			降雨強度	気象条件に最大降雨量91mm/hとありますが、構内の雨水排水設備の設計は、上記降雨量を設計降雨強度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
38	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	5	第1 章	第1 節	5.	3)	(2) (3)			搬入道路及び導 入道路	(2)(3)の記載は連続した文章と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	8	第1 章	第2 節	2.	2)				計画ごみ質	表1-2にてご提示いただいているごみ質は、他自治体に比べて発熱量が非常に高いという特徴があります。施設設計に反映するため、現状のごみ分析データ(ごみ種類別組成、三成分、低位発熱量等)をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
40	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	9	第1 章	第2 節	3.	1)	(1)			搬入車両	以下の点についてご教示願います。 ・最大搬入車両(10tトラック)の最小回転半径 ・パッカー車における最大車両(5t)寸法(最小回転半径含む)	詳細は入札公告時に示します。
41	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	9	第1 章	第2 節	3.	1)	(2)			搬出車両	搬出車両の最大仕様の記載がありますが、計量機仕様、施設内動線計画のため、車両データ(軸間距離、最少回転半径等)をご教示願います。	No.40の回答を参照してください。
42	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	9	第1 章	第2 節	3.	1)	(2)			搬出車両	搬出車両は、主灰処理物および飛灰処理物の搬出車両を示し、いずれも20tセミトレーラが最大仕様と理解してよろしいですか。	No.40の回答を参照してください。
43	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	9	第1 章	第2 節	3.	1)	(2)			搬出車両	以下の点についてご教示願います。 ・最大搬出車両(20tセミトレーラ)の最小回転半径 ・各車両の天蓋有無(有の場合は開閉寸法)	前段については、No.40を参照してください。 後段については、入札公告時に示します。
44	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	11	第1 章	第2 節	5.	2) 3)				余熱利用計画	定期整備時等の全炉休止期間におけるバックアップ用予備ボイラ等は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	11	第1 章	第2 節	5.	3)				場外余熱利用	全炉停止中は場外に熱供給しないと考えるとよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
46	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	13	第1章	第2節	7.	表1-8				処理生成物の基準	表1-8に主灰処理物の基準として熱灼減量が規定されていますが、主灰には重金属溶出対策として液体キレートを追加することをご指定されています。液体キレートは有機物が主体の薬剤ですので、未燃物として見掛け上の熱灼減量が大きくなります。熱灼減量が規定されている本来の趣旨を鑑みて、採取場所は液体キレート添加前に乾灰で採取できる場所とするよう検討願います。	ご意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
47	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(1)	表1-13		負担金	表1-13において鉄塔建設、特別高圧電線路敷設の工事負担者が事業者との記述がありますので、具体的な金額をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
48	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	16	第1章	第3節	2.	6)				緑化計画	緑化率に関する規定は特にないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	18	第1章	第4節	1.	(2)				設計	「建築構造設計基準」は平成25年6月1日の国営整第38号、「建築構造設計基準の資料」は平成23年7月11日版と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	18	第1章	第4節	1.	(2)				設計	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」は平成25年より「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」となりましたが、これに準拠するという点でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(1)			建設工事	電力会社との工事負担金は、建設事業者の負担とされていますが、建設事業者では金額の想定ができないため、概算金額をご指示ください。	詳細は入札公告時に示します。
52	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	22	第1章	第4節	2.	5)	(1)			負担金	電力、上水、井水及び電話の接続等公示に関する負担金は、建設事業者の負担とする。とありますが、費用算定が困難であるため、金額の提示または負担者を市殿としていただきたいと考えます。	電力負担金については、詳細を入札公告時に示します。



No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
53	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	23	第1 章	第4 節	2 .	5)	(4) (5)			残存工作物及び 地中障害物	入札説明書等で提示いただいた資料より予測できない残存工作物及び地中障害物が確認された場合については、実施方針添付資料-4 リスク分担(案)の用地リスクの考え方に基づき、撤去費用については協議のうえ市殿にご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
54	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	22	第1 章	第4 節	2 .	5)	(4)			残存工作物	現時点で、市殿が残存すると考えられている工作物があれば、ご教示願います。	残存すると考えられている工作物については把握しておりません。
55	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	23	第1 章	第4 節	2 .	5)	(4)			残存工作物	「事業実施区域内になんらかの工作物があった場合は、市の承諾を得て本工事の障害となるものを撤去処分すること」とありますが、費用及び工期の延長については工作物の状況により協議して頂けると考えてよろしいですか。	詳細は入札公告時に示します。
56	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	22	第1 章	第4 節	2 .	5)	(5)			地中障害物	地中障害物が確認された場合には、市と協議し適切に処分を行いますが、その発生費用については、市殿の負担と考えます。	詳細は入札公告時に示します。
57	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	22	第1 章	第4 節	2 .	5)	(15)			工事に伴う環境 調査	市殿が考えられている環境モニタリング等の規模について、ご教示願います。地盤変形調査などどの程度の規模とお考えでしょうか。	騒音、振動、地盤変形、濁水等を想定しています。
58	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	23	第1 章	第4 節	2 .	5)	(8)			工用車両の搬 入出経路	「原則として工用車両の待機は市の指定する区域で行い」とありますが、事業実施区域内での指定を想定されておりますでしょうか、それとも区域外の指定を想定されておりますでしょうか。	事業実施区域内での指定を想定しています。
59	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	24	第1 章	第4 節	2 .	5)	(9)			工事監督用事務 所	工事監督用事務所は施工監理を実施する第三者機関用として5名程度のものを準備とのことですが、これとは別に市殿監督員用の事務所は特に不要であると理解してよろしいでしょうか。	市監督員用事務所は、別途仮設を予定する第2クリーンセンター管理棟内に整備するよう、計画してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
60	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	24	第1 章	第4 節	2 .	5)	(9)			建設工事	工事監督者用事務所には打合せスペースは必要でしょうか。	7～8名程度が打合せを行えるスペースと机・折畳椅子を計画してください。
61	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	24	第1 章	第4 節	2 .	5)	(14)			建設工事	十分な建設期間確保のため、作業の開始時刻を午前8時30分から午前8時00分に変更してもよろしいでしょうか。	作業開始時刻は午前8時30分を基本とし、必要に応じ、別途協議するものとします。
62	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	25	第1 章	第4 節	2 .	5)	(17)			工事説明用リーフレット	必要に応じて作成とのことですが、必要性を建設事業者側では判断できないため、仕様、部数について指定いただけないでしょうか。	定期的（月毎または工事の進捗）に工事説明用リーフレットを作成するものとし、仕様、部数については別途協議して決定します。
63	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	26	第1 章	第5 節	1 .					使用材料規格	海外調達材料及び機器等を使用する場合、「2）原則としてJIS等の国内の諸基準や諸法令に...」とありますが、費用対効果を考慮してJIS等同等の材料を事前に客先市の承諾を得て使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	海外調達材料及び機器等を使用する場合は、JIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料を事前に市の承諾を受けることと規定しております。
64	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	27	第1 章	第6 節	1 .	6)				試運転時のごみ確保	「必要なごみ量については、市と事前に協議し、確保すること。」とありますが、市殿と事前協議のうえ建設事業者より提示させていただきごみ量を市殿で確保・搬入いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	27	第1 章	第6 節	1 .	1)				試運転	「150日以上とすること」とありますが、150日には受電後の単体機器調整および空運転も含まれていると考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	27	第1 章	第6 節	3 .					試運転及び運転指導に係る費用	本施設引渡しまでの試運転期間中のタービン発電機による売電益は、どのよう にお考えでしょうか	詳細は入札公告時に示します。
67	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	31	第1 章	第7 節	2 .	2)	表1- 14	10、 14		緊急作動試験	緊急作動試験が複数個所に記載されておりますが、同一の項目と理解してよろ しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
68	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	32	第1 章	第7 節	2.	2)	表1- 14	16	作業環境中の二 硫化炭素濃度	作業環境評価基準に係る二硫化炭素濃度の管理濃度である1ppm以下ではなく、 保証項目としては10ppmが適用されるとの理解でよろしいでしょうか	保証値は1ppmとします。
69	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	33	第1 章	第7 節	2.	2)	表1- 14		引渡性能試験方 法(4/4)	非常用発電機には内燃力発電機を採用しますので、経済産業省の安全管理審査 が不要となります。よって備考欄に記述されている非常用発電機に対する安全 管理審査は対象外と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	33	第1 章	第7 節	2.	2)	表1- 14		引渡性能試験方 法(4/4)	表1-14の番号3 ばいじんおよび番号22 粉じんに、ろ過式集じん器出口濃度 保証値として、それぞれ0.02g/m3N以下、0.01g/m3Nと記述されています。ろ過 式集じん器出口はばいじんとして、粉じんからは外してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	35	第1 章	第8 節	5.	1)				かし担保の一般概念からすると、建設事業者で負うのは修補義務であり、必ず しも改善を求められるものではないものと理解します。	修補で対応不能な設計上の瑕疵は、改善を求める場合もあ ります。
72	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	35	第1 章	第8 節	5.	2)				市殿からの要求に従い実施するかし判定に要する経費の内、かし判定の結果、 かしに該当しないと判断されたものについては市殿負担と理解してよろしいで しょうか。	「要求水準書(案)第 編」P35第1章第8節2.に記載のとおり、か し検査にかかる費用は、建設事業者の負担とします。
73	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	43	第2 章	第1 節	5.	12)			機器構成	常に最大日使用量の3日分以上貯留できる設備とするよう記載がありますが、 「常に」の解釈をご教示ください。 (3日分以上の用水・薬剤等を貯留できる容量を設定するという解釈か、もし くは常に3日分の用水・薬剤等が貯留されている状態にしなければならないとい う解釈か)	後段の解釈のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
74	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	45	第2 章	第2 節	1.	5)	(1)			ごみ計量機	計量手順としては、直営収集車・許可収集車は入口計量機における1回計量、 主灰処理物等の場外搬出車は出口計量機、その他の車輛については2回計量を行 う事と考えてよろしいでしょうか。 また、料金の発生する車両の種類についてご教示ください。 (要求水準書添付資料-14から変更無しと考えればよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
75	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	45	第2 章	第2 節	1.	5)	(3)			ごみ計量機	ビットタイプのご指定ですが、ビットレスの採用も可として頂けませんでしょ うか。	要求水準書(案)では、ビットタイプを規定するものではありません。
76	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	46	第2 章	第2 節	1.	5)	(16)			ごみ計量機	プラットホームに小型計量機を設置する等の対応の記載がありますが、小型計 量機の計量データは計量機データ処理装置へ手入力するものと考えてよろしい でしょうか。	ご指摘の考えに限定するものではありません。
77	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	46	第2 章	第2 節	2.	3)	(3)			プラットホーム	「構造：鉄筋コンクリート」となっていますが、プラットホーム床は鉄筋コン クリート造とし、壁は鉄骨造ALC、屋根は折板と考えてもよろしいでしょ うか。	外壁については、凍害対策として鉄骨造ALCではなく鉄骨造押出成 形セメント板を参考として提示しています。他については、ご理 解のとおりです。
78	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	48	第2 章	第2 節	3.	4)				プラットホーム 出入口扉	付属品としてシャッターとの指定がありますが、扉本体以外にシャッターが必 要でしょうか。シャッターの要否は扉形式に応じて事業者提案とさせていた けないでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
79	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	48	第2 章	第2 節	3.	4)				プラットホーム 出入口扉	付属品としてシャッターがありますが、出入口扉とは別にシャッターを設置す るとのことでしょうか。その場合、想定されている設置位置がありましたらご 教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
80	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	48	第2 章	第2 節	4.	3)	(1)			ごみ投入扉 能 力	開閉時間15秒(全門同時)とは、「開 閉」、「閉 開」のそれぞれに要する 時間が15秒であれば良いとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	50	第2 章	第2 節	5.	5)	(10)			ごみビット	「ごみビット周りのく体は、ごみクレーン受け梁以上の高さまでSRC造または RC造」となっていますが、ホッパーステーシレベルまでSRC造またはRC造とし てよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
82	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	50	第2 章	第2 節	5.					ごみビット	貯留量を満たすことを前提に2段ビットを採用してもよろしいでしょうか。その場合貯留量の算出は仕切り壁まで有効としてよろしいでしょうか。	可とします。詳細は入札公告時に示します。なお、仕切り壁の容積は貯留量算出から除外して満足する容量を確保してください。
83	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	51	第2 章	第2 節	6.	3)	(5)			ごみの単位体積 重量	定格荷重算出用、稼働率算出用のごみ単位体積重量の記載がありますが、稼働率算出用の設定が非常に小さいため、バケット容量が過剰となる可能性があります。稼働率算出用は単位体積重量はごみ組成及び実績を踏まえ事業者提案とさせていただけないでしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
84	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	51	第2 章	第2 節	6.	5)	(5)			ごみクレーン	「自動・手動運転時において2基同時運転が可能・」とは、「1基全自動+1基手動運転」と考えてよろしいでしょうか。	2基同時自動運転とします。(「要求水準書(案)第 編」P.54第2章第2節6.5)に記載のとおりです)
85	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	51	第2 章	第2 節	6.	5)	(6)			予備バケット置 場	「予備バケット置場及びクレーン保守点検用の作業床を設ける」とありますが、この場合の予備バケット置場は、クレーン2基の内の1基予備機用のバケット置場を指すものであり、予備バケットの要否は事業者提案であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、個々のクレーンの稼働に支障のない場所にバケット置場(保守点検用)を計画してください。
86	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	52	第2 章	第2 節	6.	5)	(10)			ごみクレーン計 量データ	炉別投入量、クレーン別稼働時間等の日報、月報を記録できるものとし、計量データは中央制御室のDCSにも表示することとありますが、計量データ表示に加え、日報、月報の印字および記録機能についてもDCSにて行うものとしてよろしいですか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
87	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	52	第2 章	第2 節	7.	1)				粗大ごみ切断機 の形式	低速二軸回転式と記載されていますが、提案事業者の炉方式として安定運転が可能である場合、実績を踏まえ切断式(ギロチン式)を提案させていただくことは可能でしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
88	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	55	第2 章	第3 節	1.	3)	(2)			ごみ投入ホッ パ・シュート	SS400または同等品以上とありますが、同等品以上であればJIS以外の規格品でも問題ないでしょうか。	No.63の回答を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
89	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	55	第2 章	第3 節	1.	5)	(13)			ごみ投入ホッ パ・シュート	小動物の死骸をごみ投入ホッパへ投入するために、作業員が介在するシステムとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	55	第2 章	第3 節	1.	5)	(13)			ごみ投入ホッパ	鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸は直接ホッパ投入とありますが、動物の死骸処理については以下の3ケースがあるとの理解でよろしいでしょうか。 p.7表1-1動物の死骸のうち小型動物はp.58 6.(5) に記載のストーカ焼却炉投入口より炉に投入 p.7表1-1動物の死骸のうち大型動物はp.132動物の死骸専焼炉で処理 鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸は直接ホッパ投入 また、の小型動物については、安全性確保の観点から直接焼却炉内への投入ではなく、投入ホッパへの投入も可能でしょうか。	前段の質問については、ご理解のとおりです。  後段の質問については、「要求水準書(案)」のとおりとします。
91	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	55	第2 章	第3 節	1.	5)	(13)			小動物の死骸	鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸は、感染防止の為にプラスチック製密閉容器等に梱包されて搬入されるものと考えられます。その場合、梱包容器の搬入作業及びごみ投入ホッパへの投入作業までは市殿の所掌とご理解してよろしいでしょうか。また、当該梱包容器の搬入場所等の消毒作業も御市の所掌とご理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	55	第2 章	第3 節	1.	5)	(13)			小動物の取り扱 い	「鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸を外部からホッパステージに直接投入できるルートを確認するとともに、ごみ投入ホッパへ直投できる構造とすること」とありますが、ごみクレーンなどの機器を用いて作業員が触れることなく、ホッパステージへ搬入し、ごみ投入ホッパに投入できる構造とするとご理解してよろしいですか。	詳細は入札公告時に示します。
93	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	55	第2 章	第3 節	1.	5)	(13)			小動物の死骸	鳥インフルエンザ等に感染した小動物の死骸の大きさ及び量に関して、規定があればご教示願います。	ご指摘の内容については、把握しておりません。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
94	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	58	第2 章	第3 節	6.	1)	(4)			焼却炉本体	小動物の死骸についてはホッパから投入するものとし、焼却炉本体には投入口を設けないものと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
95	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	58	第2 章	第3 節	6.	1)	(5)			焼却炉本体	”動物の死骸直接投入口”に関する記述がありますが、想定されている投入方法等がありましたらご教示願います。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
96	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	58	第2 章	第3 節	6.	1)	(5)			焼却炉本体	小動物の死骸についてはホッパから投入するものとし、焼却炉本体には投入口を設けないものと考えてよろしいでしょうか。	No.90後段の回答を参照してください。
97	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	62	第2 章	第4 節	1.	1)	(3)			材質	過熱器の材質が「SUS310または同等品以上」となっていますが、使用部位の温度条件によって、事業者にて適切に選定することで、全てを同一の材質で施工するものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、提案当該過熱器の納入実績の提出を求めます。
98	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	63	第2 章	第4 節	1.	1)	(5)			水面計のドレン 排出先	水面計のドレン排出先についてはドレン受けではなくブロータンクでもよろしいでしょうか。	可とします。なお、背圧の掛からないように計画してください。
99	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	64	第2 章	第4 節	2.	5)	(2)			スートブロワの 緊急引抜	緊急引抜の対象は長抜き型のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	65	第2 章	第4 節	4.	2)				ボイラ給水ポン プ	数量が2基/1炉(内1台予備)と記載がありますが、2炉共通予備を1基設けることで、常用2基+予備1基の計3基としてよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
101	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	65	第2 章	第4 節	4.	2)				ボイラ給水ポン プ数量	各炉2基とのご指定ですが、経済性に配慮し、各炉1基+共通予備1基の計3基で提案させていただくことは可能でしょうか。	No.100の回答を参照してください。
102	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	66	第2 章	第4 節	5.	5)	(2)			脱気器	「貯水容量は最大ボイラ給水量(1缶分)に対して…」と記載がありますが、ボイラ2缶につき脱気器1基設置としてよろしいでしょうか。	可とします。 詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
103	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	67	第2 章	第4 節	7.	1)	(5)			ボイラ用薬液注 入装置	常に最大日使用量の3日分以上貯留できる設備とするよう記載がありますが、「常に」の解釈をご教示ください。 (3日分以上の用水・薬剤等を貯留できる容量を設定するという解釈か、もしくは常に3日分の用水・薬剤等が貯留されている状態になければならないという解釈か)	No.73の回答を参照してください。
104	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	68	第2 章	第4 節	8.	2)	(2)			連続フロー装置	サンプリングクーラー(缶水用、給水用)はそれぞれ1基/炉とありますが、合計数量にご指定がございませんので、各社提案としてよろしいでしょうか。	可とします。
105	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	69	第2 章	第4 節	9.	1) 2)	(5)			蒸気だめ	減圧弁、安全弁については、蒸気系統フロー構成により必要箇所が異なるため、事業者提案とさせていただけないでしょうか。	可とします。
106	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	72	第2 章	第4 節	12.	1)				純水装置形式	形式の項目に材質が記載されていることから誤記と理解してよろしいでしょうか。 その場合、材質については事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、詳細を入札公告時に示します。
107	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	73	第2 章	第4 節	15.	1)	(1)			廃液中和槽 型 式	鉄筋コンクリート造のご指定がありますが、純水廃液量が少量であれば、その他の型式(樹脂タンク等)を提案させていただくことは可能でしょうか。	適切な容量を確保できるのであれば、提案を可とします。詳細は入札公告時に示します。
108	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	76	第2 章	第5 節	2.	5)	(3)			ろ過式集じん器	「ろ過式集じん器入口部は、排ガスがろ布に直接接しない構造」とは、ろ過式集じん器入口から流入した排ガスが入口付近のろ布に集中して当たることがないような構造とするものと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	76	第2 章	第5 節	3.	2)				設備の数量	HCl、SOx除去設備の数量が2基とありますが、付属品にある反応装置、薬剤貯留装置、薬剤供給装置および必要な配管類全てが2基と理解してよろしいですか。 また、5) (8)に薬剤供給装置の交互運転はこれら全てを交互に使用すると理解してよろしいですか。	薬剤貯留装置は共用とします。また、切出装置以降は、1炉1系列とします。(8)項はブロウの交互運転を意味します。 詳細は入札公告時に示します。



No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
110	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	77	第2 章	第5 節	3.	5)	(8)			HC1、SOx除去設 備	薬剤供給装置は交互運転とありますが、薬品供給プロワの交互運転を指すもの と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	77	第2 章	第5 節	3.	5)	(5)			HCl、SOx除去設 備	常に最大日使用量の3日以上貯留できる設備とするよう記載がありますが、 「常に」の解釈をご教示ください。 (3日分以上の用水・薬剤等を貯留できる容量を設定するという解釈か、もし くは常に3日分の用水・薬剤等が貯留されている状態にしなければならないとい う解釈か)	No.73の回答を参照してください。
112	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	84	第2 章	第6 節	1.	8)				真空ポンプ	真空確立方式としては、真空ポンプ方式ではなく蒸気エジェクタ方式を採用す ることは可能でしょうか。	可とします。 詳細は入札公告時に示します。
113	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	2.	3)	(2)			発電機 力率	力率は0.9となっておりますが、115頁の第11節7.1)(3) では具体的な 数値が記述されておりません。力率0.9を正と考えればよろしいですか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
114	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	3.	3)				場外余熱利用設 備	くろみ園側の熱利用設備の計画条件が不明のため、最大必要供給熱量、温水温 度、圧力、循環水量等の条件については指定いただけないでしょうか。 また、必要熱量は季節、曜日、時間等により変動すると思われませんが、実績 データがあればデータ開示をお願いします。	詳細は入札公告時に示します。
115	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	3.	3)	(1)			場外余熱利用の 熱量変動	供給熱量 2.8GJ/h(年間平均熱量) を指定されていますが、装置能力およ び、日、週、季節別の運用計画をおこなうために、熱量の変動をご教示願いま す。	詳細は入札公告時に示します。
116	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	3.	3)	(1)			供給熱量	供給熱量の時間最大熱量、冬季平均熱量について、ご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
117	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	3.	5)	(3)			場外余熱利用設備	くるみ園への温水供給にあたりくるみ園側の取り合い点をご教示願います。 また、配管以外に電気および信号等の取り合いが必要なものはありますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
118	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	3.	3)	(2) (3)			場外余熱利用設備	温度条件については既存設備（第1クリーンセンター～くるみ家族園）と同様 と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	85	第2 章	第6 節	4.					場内冷暖房設備	数量など記載項目がありますが、第3章第4節2. 空気調和設備工事における建築 設備リストに代えさせていただいてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
120	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	87	第2 章	第7 節	2.					二次送風機	必要燃焼空気量を押し込み送風機で供給することが可能であれば、本送風機は、 必要に応じて設置すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	90	第2 章	第7 節	7.	5)	(5)			煙道	継ぎ目の溶接に関して内部全周溶接とありますが、製作工場での製作時のみの 場合と解釈してもよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）」のとおりとします。なお、現合箇所や作業 不能な小口径部については対象外とします。
122	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	92	第2 章	第8 節	2.	5)	(1)			主灰押出装置	現状実施されている主灰へのキレート添加について、キレート種類と添加率の データをご教示願います。	湿式コンベア水槽における参考値は以下のとおりです。 第1C ばいじん=3.0% 焼却灰=0.75L/h×2系 第2C ばいじん=3.5% 焼却灰=1.2L/h×1系 キレート薬剤の仕様は入札公告時に示します。
123	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	95	第2 章	第8 節	7.	1)	(2)			飛灰処理装置	飛灰貯留槽（1基）以降は共通系統（ただし混練機は2基）と考えてよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	97	第2 章	第8 節	8.	2)				飛灰処理物貯留 設備	パンカを選定する場合は2系列、ビットを選定する場合は1基(1槽)設置する計 画としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。数量は「2系列分」と訂正します。 詳細は入札公告時に示します。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
125	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	99	第2 章	第9 節	1.	6)		井水引込み	水源井揚水設備から井水取合点までの埋設経路、埋設深さ、供給圧力がわかる既存図面、資料をご提示願います。また、配管の更新経路は現状と同じと考えてよろしいですか。	詳細は入札公告時に示します。	
126	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	99	第2 章	第9 節	1.	8)		水源井揚水ポン プ更新	水源井揚水ポンプ更新は本体のみの更新であり、電気設備・計装設備については更新不要との理解でよろしいでしょうか。  また、更新後の維持管理は市殿で実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	前段については、「要求水準書(案)」のとおりです。また、電源供給については、常時は電力会社から電源供給を受けるものとなりますが、非常時には「要求水準書(案)第 編」P102第2章第9節4.に示す非常用電源設備からの電源供給に容易に切替えることができるよう、改造が必要であると共に、上越市汚泥リサイクルパークからの給水要求信号等を制御システムに取り込むなど一体的な制御システム構築が必要となります。 後段については、当該施設の維持管理業務は本事業に含まれます。	
127	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	99	第2 章	第9 節	1.	8)		共通事項	水源井揚水ポンプの更新時には、「汚泥リサイクルパーク」への井水供給が停止する計画でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、井水供給停止については、最低限の期間(半日程度)としてください。更新時期、期間等は協議の上、決定します。	
128	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	99	第2 章	第9 節	1.	9)		上水取合い	上水本管の配管径は、添付資料-4にて読み取れる100Aと考えてよろしいですか。また、供給圧力もご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、詳細を入札公告時に示します。	
129	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	99	第2 章	第9 節	1.	10)		共通事項	常に最大日使用量の3日分以上貯留できる設備とするよう記載がありますが、「常に」の解釈をご教示ください。 (3日分以上の用水・薬剤等を貯留できる容量を設定するという解釈か、もしくは常に3日分の用水・薬剤等が貯留されている状態になければならないという解釈か)	No.73の回答を参照してください。	

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
130	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	101	第2 章	第9 節	2.	1)				水槽類	水槽類リストとして、防火水槽がありますが、この防火水槽とは消火栓の水源と考えるとよろしいでしょうか。 また、本施設に係わる消防用水の他に消防水利の設置は不要と考えるとよろしいでしょうか。必要な場合、その内容をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、入札公告時に示します。
131	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	101	第2 章	第9 節	2.	2)	(2)			水槽類	「水槽容量は平均使用水量の4時間以上を確保すること」と記載がありますが、「常に最大日使用量の3日分以上を見込む」というご指定とどちらが優先されるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
132	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	101	第2 章	第9 節	2.	2)	(3)			水槽類	「高置水槽容量は時間あたり最大使用量の30分以上の容量とすること」と記載がありますが、「常に最大日使用量の3日分以上を見込む」というご指定とどちらが優先されるのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
133	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	102	第2 章	第9 節	4.					水源井揚水ポン プ用非常用電源 設備	本装置について、使用目的上、水源井揚水ポンプ場側に配備・保管されるものと考えられますが、維持管理は市殿で実施いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	No.126の回答を参照してください。
134	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	106	第2 章	第10 節	2.	2)				プラント系及び 生活排水	水槽類の選定については各社提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	107	第2 章	第10 節	2.	3)				プラント系及び 生活排水	ポンプ・ブロワ類の選定については各社提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	107	第2 章	第10 節	2.	4)				プラント系及び 生活排水	塔・機器類の選定については各社提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	108	第2 章	第11 節	1.	9)				契約容量につい て	タービン発電機メンテナンス時には、商用電源によりすべての負荷をまかなう、との記述がありますが、提案する事業計画（運転計画）に基づいた必要な負荷と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
138	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	109	第2 章	第11 節	1.	25)				第2クリーンセ ンター跡地への 配電	第2クリーンセンター跡地への配電は、将来用という理解で、配線工事は無いとの理解でよろしいでしょうか。 また、将来施設について提案事業者側では想定できないため、入札段階で見込むべき容量、電圧について市殿より指定いただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。  後段については、新施設東側屋外壁面に配電盤を設置し、この配電盤までの配管配線工事等は本事業に含むものとしますが、第2クリーンセンター跡地への配線工事は、本事業には含みません。詳細は入札公告時に示します。
139	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	109	第2 章	第11 節	1.	25)				第2クリーンセ ンター跡地への 電力供給量	「本施設で得られた電力を上越市第2 クリーンセンター跡地へも配電できるように配電回線を設けること。配電の容量、電圧等は市と協議により決定することとするが、高圧配電盤からの配線を基本とする。」とあります。想定されている必要電力量をご教示願います。	No.138の回答を参照してください。
140	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	109	第2 章	第11 節	1.	25)				共通事項	上越市第2クリーンセンター跡地へ配電する事のご指示があります。後日協議にて決定となっておりますが、当面想定される容量についてご教示頂けませんでしょうか。	No.138の回答を参照してください。
141	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	110	第2 章	第11 節	3.	1)	(1)			特別高圧受変電 設備	要求水準書ではキュービクル形ガス絶縁開閉器となっておりますが、特高受変電棟内設置ですので縮小形ガス絶縁開閉器の採用も可として頂けませんでしょうか。	可とします。 詳細は入札公告時に示します。
142	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	111	第2 章	第11 節	3.	2)	(5)			特別高圧受変電 設備	受変電の全ての信号は、中央制御室へ通信回線で伝送する事となっておりますが、伝送量が少ない場合等ではハードワイヤとしてもよろしいでしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
143	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	112	第2 章	第11 節	4.	4)	(4)			力率の調整	コンデンサによる力率調整が通常運転時に95%以上になることを条件に、個別適用機器の選定等含むコンデンサ力率調整方法は、応募者の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか？	可とします。 詳細は入札公告時に示します。
144	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	112	第2 章	第11 節	4.	4)	(4)			高圧進相コンデ ンサ盤 特記事項	「大容量機器には個別に進相コンデンサを設けること。」とありますが、具体的には何kWh以上の機器に設置すればよろしいですか。	No.143の回答を参照してください。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
145	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	113	第2 章	第11 節	6.	1)	(4)		特記事項	記載事項は、コントロールセンタのみ該当する記載と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	113	第2 章	第11 節	6.	4)	(4)		特記事項	「停止スイッチはオフロック付」とありますが、オフロック付は、オルタネイトスイッチとの理解でよろしいでしょうか？	キーロック、ピンロック等の機能を有するスイッチを想定しています。
147	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	114	第2 章	第11 節	6.	4)	(4)		動力設備 特記 事項	に「操作盤は・・・、インターロック機構を設けること。」とありますが、に記述の停止スイッチのオフロックと共用することとしてもよろしいですか。	本機能は、操作盤内にスナップスイッチを設け、インターロックの一切を行うものです。オフロック機能との共用はできません。
148	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	115	第2 章	第11 節	7.	6)			タービン計器盤	タービン計器盤はタービン起動盤と兼用としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	116	第2 章	第11 節	8.	1)	(3)		非常用電源設備	非常用電源設備の運用にて、災害時立上げが計画されており、長時間の連続運転が必要な為、軽油または重油を選定することを可として頂けませんでしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。
150	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	117	第2 章	第11 節	8.	2)	(3)		非常用発電機 力率	力率について、では[ ]、では80%遅れとなっております。80%遅れを正と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。 詳細は入札公告時に示します。
151	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	118	第2 章	第11 節	9.	1)	(4)		蓄電池	直流電源装置と交流無停電電源装置の蓄電池は実質的にも兼用している事例が多いことから、兼用にて提案させていただくことは可能でしょうか。	可とします。 詳細は入札公告時に示します。
152	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	119	第2 章	第11 節	9.	2)	(3)		蓄電池	直流電源装置と交流無停電電源装置の蓄電池は実質的にも兼用している事例が多いことから、兼用にて提案させていただくことは可能でしょうか。	No.151の回答を参照してください。
153	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	119	第2 章	第11 節	9.	2)			無停電電源設備	無停電電源装置を直流電源装置の負荷とし、蓄電池を共用させてもよろしいでしょうか。	No.151の回答を参照してください。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
154	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	125	第2 章	第12 節	3.	3)		表2- 10	大会議室モニタ	表2-10において管理棟大会議室モニタは50インチ以上が3台と記述されています。一方、147頁の「大会議室 什器備品 モニタとして50インチ以上2台とする」との記述があります。いずれで計画すればよろしいですか。	モニタについては、2台を正とします。 詳細は入札公告時に示します。
155	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	125	第2 章	第12 節	3.	3)			計装機器	ITV設置場所として飛灰処理装置が選定されていますが、具体的にどこの監視を想定されているのか、ご教示ください。	混練機出口を想定しています。
156	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	125	第2 章	第12 節	3.	3)			計装機器	屋外に設置するカメラには対候対策（塩害対策等）の記載がありますが、塩害に対する対策を行う必要がありますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
157	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	127	第2 章	第12 節	5.	3)	(4)		ごみクレーン制 御装置	炉用オペレータコンソールと列盤とし、盤、モニタ、キーボード等意匠上の統一を図ることとありますが、中央制御室とごみクレーン操作室を一体とした場合、ごみクレーン制御装置はごみクレーン操作エリアのみに設置することでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	127	第2 章	第12 節	5.	4)	(4)		プロセスコント ロールステー ション	各プロセスコントロールステーションは二重化することとありますが、CPU、電源部、通信部の二重化、冗長化をすることの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	127	第2 章	第12 節	6.	1)	(4)		データ処理装置	「常用CPUのダウン時にはスレーブが立ち上がり」と記載がありますが、データ処理装置計算機ではCPUの2重化が困難なため、データ処理装置のハード及びソフトを複数設置し、1台が故障した場合もデータ収集の欠落が発生しないシステム構成とする事でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	128	第2 章	第12 節	6.	2)			データ処理装置	日報・月報用プリンタと画面ハードコピー用プリンタが別途とされていますが、カラープリンターにて兼用する事としてもよろしいでしょうか。	「要求水準書（案）」のとおりとします。
161	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	130	第2 章	第13 節	6.				公害監視用デー タ表示盤	本装置の設置場所について、場外ではなく管理棟内の見学ルート上に設置するものとの理解でよろしいでしょうか。	事業用地南側に設置される導入道路から確認できる位置で、管理棟の屋外壁面に設置する計画です。また、設置に際しては、十分な降雪対策を施してください。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
162	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	130	第2 章	第13 節	6.				公害監視用データ表示盤	設置場所は屋外か屋内のどちらをお考えですか。	No.161の回答を参照してください。
163	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	130	第2 章	第13 節	6.				公害監視用データ表示盤	設置場所が想定されておりましたらご教示頂けませんでしょうか。	No.161の回答を参照してください。
164	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	132	第2 章	第13 節	12.	4)	(1)		動物の死骸専焼却炉	保冷库の大きさ検討のため、大型動物の大きさをご教示願います。	頭胴長約 130cm、体高約75cm、体重30～40kgのシカ等を想定しています。
165	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	132	第2 章	第13 節	12.				動物の死骸専焼却炉	本炉は、本体のストーカ炉にて焼却処理できれば、設置は事業者提案でよろしいでしょうか。また、保冷库はどの程度の大きさ、頭数の保管が必要か、ご教示願います。	犬猫などの小型動物が搬入された場合に保管するなど、動物の死骸専焼却炉をより効率的に運用するために設置する保冷库であるため、保管容量等については提案をお願いします。
166	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	133	第2 章	第13 節	13.	2)			説明用パンフレット	提案事業者側で想定が困難なため、ページ数、使用言語、部数について提示をお願いします。	運営期間中は一定部数を常備するものとし、ページ数、使用言語、常備する部数等、詳細については、協議し決定します。
167	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	134	第3 章	第1 節	1.	1)			計画概要	土壌汚染はないものと考えて、土壌汚染対策工事は発生しないものとしてよろしいでしょうか。	土壌汚染について、市は把握しておりません。確認された場合は別途協議とします。
168	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	134	第3 章	第1 節	1.	1)			計画概要	明確な地中障害物(過去の建屋基礎、工作物等)は、ないものと考えてよろしいでしょうか。	No.54の回答を参照してください。
169	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	135	第3 章	第1 節	2.	1)	(6)		液状化対策	液状化対策の記載がありますが、液状化判定結果はご提示いただけるでしょうか。	入札公告時に公表する地質調査報告書を参照してください。
170	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	144	第3 章	第2 節	2.	1)	(2)	八	灰クレーン操作室窓洗浄装置	配置的に窓外面に容易にアクセス、洗浄が可能な場合は、自動洗浄装置を設置しない計画を提案することは可能でしょうか。	可能とします。ただし、臭気や衛生面、適宜対応できる仕様として提案してください。



No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
171	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	144	第3章	第2節	2.	1)	(2)	14	口	各施設計画	水槽の換気に関して、清掃等で使用するポータブルファンを備品納入するものとしてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	148	第3章	第2節	2.	2)	(2)			展示・学習コーナー	諸室仕様において、モニタ等電子端末で中央制御室のモニタ画面及びITVモニタ画面を表示し、見学者が閲覧できる機能を有する設備を設けることとの記述があります。一方、128頁 6.3) 口にはデータ処理の設置場所として、展示・学習コーナーの記述がありません。また、125頁 表2-10においてもITVモニタの展示・学習コーナーへの設置の記述がありません。どのように計画すればよろしいですか。	展示・学習コーナーに中央制御室のモニタと同じ画面が閲覧できるモニタ(50インチ)を1台設置してください。
173	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	149	第3章	第2節	2.	2)	(2)			ラウンジ	諸室仕様において、モニタ等電子端末で中央制御室のモニタ画面及びITVモニタ画面を表示し、見学者が閲覧できる機能を有する設備を設けることと記述されています。一方、125頁 表2-10において、ITVモニタのラウンジ設置の記述がありません。どのように計画すればよろしいですか。	No.172の回答を参照してください。
174	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	149	第3章	第2節	2.	2)	(2)			市職員事務室	什器備品等として、事務室用データ処理端末を使用するためのモニタを設けることとの記述がありますがITVモニタ設置の記述はありません。一方、125頁 表2-10において、ITVモニタの管理棟事務室への設置の記述があります。どのように計画すればよろしいですか。	ITVモニタは設置してください。 「要求水準書(案)第1編」P.125表2-10の「事務室」は「市職員事務室」と読み替えてください。
175	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	158	第3章	第2節	4.	2)	(4)			構造計算	炉体鉄骨と復水器支持架台鉄骨については(4)、(5)に記述の耐震計算を行い、その他の機器架構はP44に記載のある『発電火力設備に関する技術基準に定める省令』に準じた設計として考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書 (案) 第1編 設計・建設業務編	156	第3章	第2節	3.	(5)				見学者・学習機能計画 傾斜路	イ、ロでの仕様とハの仕様では、どちらが「正」となりますか。	ハを削除します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
177	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	156	第3 章	第2 節	3.	(5)				見学者・学習機 能計画 階段	八 回り階段とは「螺旋階段」を意味するものとの理解でよろしいでしょうか。	「新潟県福祉のまちづくり条例整備マニュアル(平成22年3月)」及び「公共建築物ユニバーサルデザイン指針(平成19年3月 上越市)」における階段の形状を参照ください。
178	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	157	第3 章	第2 節	4.	1)	(3)			構造計画	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」は平成25年より「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」となりましたが、これに準拠するということではよろしいでしょうか。	No.50の回答を参照してください。
179	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	158	第3 章	第2 節	4.	2)	(1)			構造計画	「建築構造設計基準」は平成25年6月1日の国営整第38号、「建築構造設計基準の資料」は平成23年7月11日版と考えてよろしいでしょうか。	No.49の回答を参照してください。
180	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	159	第3 章	第2 節	4.	4)	(2)			構造計画	「ごみビット周りのく体は、ごみクレーン受け梁以上の高さまでSRC造またはRC造」となっていますが、ホッパーステージレベルまでSRC造またはRC造としてよろしいでしょうか。	No.81の回答を参照してください。
181	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	161 162	第3 章	第2 節	5.	1)	(2)			仕上計画 P161 外部仕上げ P162 表3-4 外部 仕上げ表	外壁仕上が示されていますが、あくまでも(参考)との理解でよろしいでしょうか。また“原則として~外壁は吹付タイル仕上げ~”とありますが、同様に参考との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	162	第3 章	第2 節	5.	1)	(4)	表3- 4		仕上げ計画	「構造：鉄筋コンクリート」となっていますが、プラットホーム床は鉄筋コンクリート造とし、壁は鉄骨造ALC、屋根は折板と考えてもよろしいでしょうか。	No.77の回答を参照してください。
183	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	162	第3 章	第2 節	5.	1)	(4)	表3- 4		外部仕上げ	工場棟・管理棟の外壁が「押出成形セメント板」となっていますが、ALCとしてもよろしいでしょうか。	No.77の回答を参照してください。
184	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	164	第3 章	第3 節	1.	1)	(3)			圧密沈下	盛土に伴う地盤沈下を考慮した施工計画とする記載がありますが、圧密試験結果および盛土による沈下量のご提示いただけるでしょうか。	No.169の回答を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
185	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	164	第3 章	第3 節	1.	1)	(3)			計画地盤高	浸水対策を実施する範囲の計画地盤高6.8mについて、地盤沈下に対する許容値の考え方についてご教示下さい。	入札公告時に公表する地質調査報告書及び造成基本設計報告書で確認してください。
186	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	164	第3 章	第3 節	1.	1)	(3)			周辺施設	地盤沈下に伴う周辺施設への影響について、近接物に対する許容値の考え方についてご教示下さい。	No.185の回答を参照してください。
187	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	164	第3 章	第3 節	1.	1)	(5)			雨水排水の調整池への導入範囲	新設調整池への雨水排水の導入は計画地盤高6.8mの造成面を対象、盛土を行わない範囲は既設調整池へ導入と考えてよろしいでしょうか。	実施設計は受注者が実施しますので、施設配置計画などによりその対象が変わってくるものと考えています。基本的な考え方は、造成基本設計報告書でその内容を確認してください。
188	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	164	第3 章	第3 節	2.	1)	(4)			外構工事	路床置換の代替として、地盤改良を考慮してもよろしいでしょうか。	実施設計において、市と十分協議しながら進めてください。基本的な考え方は、造成基本設計報告書でその内容を確認してください。
189	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	165	第3 章	第3 節	2.	3)	(1)			調整池からの可能放水量	新設および既設の調整池からの谷内川への可能放水量についてご教示下さい。	許容放流量は1.58m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> です。詳細は造成基本設計報告書で確認してください。
190	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	165	第3 章	第3 節	2.	3)	(1)			河川協議の必要の有無および施工時期	調整池の放流先は谷内川とする記載がありますが、流末水路の構造や位置が当初と変更が生じた場合は新たに河川協議が必要でしょうか。また、流末水路の施工は湧水期施工と考えてよろしいでしょうか。	実施設計において、必ず河川協議を実施して設計を進めてください。施工時期につきましては、提案される全体の工事工程によるものと考えます。
191	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	165	第3 章	第3 節	2.	3)	(2)			既設調整池	既設調整池について、位置、調整池容量、可能追加流入量についてご教示下さい。	造成基本設計報告書で確認してください。
192	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	165	第3 章	第3 節	2.	3)	(3)			雨水調整池	雨水調整池、造成計画は、要求水準書添付資料-13『造成基本設計図』に準じて計画してよろしいですか。	添付資料-13は基本的な考えを示したものであり、提案により実施設計を行います。実施設計においては、必ず河川協議を実施して設計を進めてください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
193	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	167	第3 章	第4 節	2.	1)				空調和設備工 事	設計用屋外温度条件は国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の『建 築設備設計基準』に基づいて計画してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	172	第3 章	第5 節	4.	4)	(1)			その他電気設備 工事	上越ケーブルビジョン株式会社との視聴契約について、契約者は上越市殿であ るとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が契約し、視聴料の支払いを行います。
195	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	174	第4 章	第1 節	1.	2)				仮設計量棟	第2クリーンセンターの現状の動線計画(直営車両、持ち込み車、灰搬出車 等)及び既設計量機の仕様(数量、寸法、最大秤量、精度等)をご教示願いま す。 また、搬出入車の仕様はp.9に記載の車両を想定すればよろしいでしょうか。	前段の質問について、詳細は入札公告時に示します。 後段の質問については、ご理解のとおりです。
196	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	175	第4 章	第1 節	2.	2)	(1)			仮設計量室	表4-1において既存上越市第2クリーンセンター計量棟と同様の計量機及び付 帯する設備を新たに調達・設置することの記述があります。既存計量システ ムの仕様書および図面等を開示願います。	詳細は入札公告時に示します。
197	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	176	第4 章	第1 節	3.	1)				仮施設土木・ 外構工事	代替駐車場の台数は何台分で計画すればよろしいですか。	市職員等が使用する駐車場として、乗用車10台分程度を、また、 搬入車待機場として、乗用車15台分程度を事業用地内に用意する 計画としてください。 詳細は入札公告時に示します。
198	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	176	第4 章	第1 節	4.	3)	(2)			仮施設機械設 備工事	既存上越市第2クリーンセンターの合併浄化槽の位置をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
199	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	177	第4 章	第1 節	5.	1)	(1)			仮施設電気設 備工事	既存上越市第2クリーンセンター管理棟への引込み線との取り合い点をご教示 願います。	既存上越市第2クリーンセンター管理棟には、工場棟電気室から電 源供給を行っています。仮設管理棟への引き込みについても、第2 クリーンセンター工場棟から仮設配線により、電源を供給するこ とを想定します。
200	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	176	第4 章	第1 節	4.	1)	(4)			空調和設備工 事	設計用屋外温度条件は国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の『建 築設備設計基準』に基づいて計画してよろしいですか。	No.193の回答を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
201	要求水準書 (案) 第 編 設 計・建設業務 編	176	第4 章	第1 節	4.	3)	(2)			仮施設機械設 備工事	既存合併浄化槽は運営・維持管理区域内に設置されているため、移設してもよろしいですか。	移設は可能としますが、既存施設の運営継続に支障がないようにしてください。
202	要求水準書 (案) 第 編 運 営・管理業務 編	2	第1 章	第1 節	3.					運営事業者の業 務範囲	「温浴施設(くるみ家族園)に温水を供給するための配管及びその付帯設備」とありますが、運営事業者の業務の責任分岐点をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。
203	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	2	第1 章	第1 節	3.	表1- 1				施設概要	管理棟の概要としてRC造となっていますが、「要求水準書(案)第 編設計建設業務編」P162表3-4外部仕上げ表に記述されている構造に準じて計画してよろしいですか。	ご理解のとおりです。 表1-1の「RC造」は削除します。
204	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	7	第1 章	第3 節	12.	1) 2)				急病等への対応	運営事業者の体制として、医療業務に関わる資格者、経験者等の配置までは不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
205	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	7	第1 章	第3 節	15.					保険	御市で付保される保険を教示願います。また、火災保険を御市で付保される場合は、運営事業者にて当該保険を付保する必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
206	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	9	第1 章	第4 節	5.	8)				事業期間終了時 の運転教育	最低3ヶ月の運転教育は本業務期間内の理解でよろしいでしょうか。事業終了後の3ヶ月となると運営原価へ組み込まなければいけないため、明確に指定したほうがよいかと思われま。	ご理解のとおりです。
207	要求水準書 (案) 第 編 運 営・管理業務 編	10	第2 章	第1 節	2)					業務実施体制	「事業者は、...金属類資源化業務...」とありますが、本計画では金属回収プロセスがないため当該業務の内容をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。
208	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	10	第2 章	第2 節	1)					有資格者の配置	本項で配置を要求されている資格者は、【実施方針 9P 第2 3. (2) イ 2)】で示されている技術者と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
209	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	12	第3 章	第2 節	12)					動物の死骸の受 付	家庭用ペットからの小動物に関して、現状の受付方法及び持ち込み市民に配慮すべき事項があれば教示願います。	搬入された家庭用ペット等の小動物は、廃棄物として処理する計画とします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
210	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	13	第3 章	第3 節	2)					搬入管理 直接 搬入	一般住民が直接搬入される処理対象物の荷下ろしは、一般住民が行うことが原則であり必要に応じて補助作業を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	13	第3 章	第3 節	3)					搬入管理 展開 検査	展開検査は、ダンピングボックスを使用して行うことでよろしいでしょうか。あるいは、展開検査の方法に指定がありますでしょうか。	展開検査の手法については提案に委ねます。
212	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	13	第3 章	第3 節	4)					搬入管理 処理 不適用	処理不適用の持ち帰りに従わない場合、御市職員へ連絡の上、対応いただくとの理解でよろしいでしょうか。 残った処理不適用は、一時的に施設内にストックし、定期的に市殿にお引取り頂くと考えてよろしいでしょうか。尚、その場合車両への積み込みは運営事業者が行うものと想定しますが、車両の大きさ等をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、詳細を入札公告時に示します。
213	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	14	第3 章	第9 節	2)					処理生成物の搬 出	積み込み作業、計量等の詳細は市と協議して決定することとありますが、作業計画の為に可能な範囲で、搬出の頻度(曜日、時間帯)等想定される要領等をお示しく下さい。	詳細は入札公告時に示します。
214	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	20	第5 章	第2 節	表5- 1					測定管理マニユ アル 鉛の溶出試験	主灰、飛灰処理物の鉛の溶出試験の簡易測定は、計量証明は不要と考えてよろしいでしょうか。 計量証明が必要な場合、正月等で7日以内に市へ報告できない場合等は柔軟に対応できるものとしてよろしいでしょうか。	主灰処理物及び飛灰処理物に関する鉛の溶出試験の簡易測定については、計量証明を必ず求めるものではありません。
215	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	23	第5 章	第4 節	1.					再処理の対象範 囲	基準値を超過した主灰処理物及び飛灰処理物は再処理されるとありますが、再処理の方法は運営事業者からの提案による方法でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
216	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	23	第5 章	第4 節	3.					基準値超過時の 対応	週1回測定となっている鉛について、分析結果判明するまでは場内貯留・結果判明後に搬出を行うということでしょうか。 また、年2回の測定対象である鉛以外の重金属類が基準値を超過した場合、それまでに搬出・処分された主灰処理物及び飛灰処理物についての取扱いはどのようになりますでしょうか。	前段について、週1回簡易測定となっている鉛について、分析結果が判明するまで場内貯留することは想定しておりません。 後段について、詳細は入札公告時に示します。
217	要求水準書 (案) 第 編 運 営・管理業務 編	23	第5 章	第4 節	3.					一時貯留の対象 範囲	一時貯留の場所は、市殿にて確保されているものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
218	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	27	第7 章	第2 節						植栽管理	ご参考までに、既設の施設での年間の植栽管理スケジュールについてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
219	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	27	第7 章	第4 節						見学者対応	過去、5年間の既設の施設における見学者の来場者数の実績をご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
220	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	27	第7 章	第4 節	1)					見学者対応	議会や行政視察等も想定されますが、受付及び説明対応は市殿で対応される場合もあると考えてよろしいでしょうか。	議会や行政視察等の受付及び説明は市で行います。運営事業者には、これらに伴う補助をお願いします。
221	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	27	第7 章	第4 節	1)					見学者対応	見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととありますが、貴市のご指示がありました際のものと考えても宜しいでしょうか。また、行政視察対応や視察団体間の日程調整などは貴市の所掌とし、説明対応などについても運営事業者は貴市のサポートを行うと考えて宜しいでしょうか。	220の回答を参照してください。 なお、小学校の施設見学等一般的な見学対応は事業者が行います。
222	要求水準書 (案) 第 編 運 営・維持管理 業務編	27	第7 章	第5 節						周辺住民対応	周辺住民対応とは具体的にどのようなものをお考えでしょうか。	「要求水準書(案)」のとおりとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
223	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	27	第7 章	第5 節	2)					周辺住民対応	市殿が住民等と結ぶ協定等の内容が要求水準等の入札時にご提示いただく条件と異なる場合については、費用処置含めご協議いただけるもの理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
224	要求水準書 (案) 第 編 運 管・維持管理 業務編	27	第7 章	第5 節	3)					周辺住民対応	周辺農地への光害について具体的事例、条件があればご教示願います。	照明により農作物の生育状況が悪くなることを想定しています。
225	要求水準書添 付資料-1 事業実施区域 関連資料(事業 実施区域図)									(2) 緑地(残置 林)エリア	緑地(残置エリア)の樹木について、必要に応じて協議のうえ伐採することは可能でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
226	要求水準書添 付資料-3 地質調査結果									既存のボーリ ング柱状図	図-1地質調査位置に既存ボーリング調査孔(4-1、4-2)が示されているが、既存ボーリングのデータはご提示いただけるでしょうか。	No.169の回答を参照してください。
227	要求水準書添 付資料-3 地質調査結果									室内試験およ び 原位置試験	1ボーリング柱状図をみると、室内試験や原位置試験を行っているようですが、これらの試験結果はご提示いただけるでしょうか。	No.169の回答を参照してください。
228	要求水準書 (案) 添付資料-8	1								搬入車両台数実 績	時間帯別受入状況、または搬入ピーク時間帯とその台数についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。
229	その他									CAD図について	当該計画地のCADデータはご提供いただけるでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。